

平成29年9月定例会 企画財政委員会の概要

日時 平成29年10月6日(金) 開会 午前10時 2分  
閉会 午前11時 6分

場所 第1委員会室

出席委員 齊藤邦明委員長  
白土幸仁副委員長  
吉良英敏委員、中野英幸委員、田村琢実委員、小林哲也委員、  
野本陽一委員、田並尚明委員、畠山稔委員、福永信之委員、  
醍醐清委員、前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀企画財政部長、堀光敦史企画財政部副部長、小野寺亘改革政策局長、  
山崎明弘地域政策局長、山口均参与、竹島晃参事兼交通政策課長、  
加藤繁企画総務課長、堀口幸生計画調整課長、徳重覚財政課長、  
小松原誠改革推進課長、横田淳一情報システム課長、福田哲也地域政策課長、  
石井貴司市町村課長、鈴木柳蔵土地水政策課長

伊東弘道会計管理者、山本好志出納総務課長、鈴木達也会計管理課長

上原満監査事務局長、小林貞雄監査事務局副事務局長兼監査第一課長、  
磯田忠夫監査第二課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第81号	平成29年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)	原案可決

2 請願  
なし

所管事務調査

県立病院の監査について

報告事項

埼玉県長期水需給の見通しについて

---

**【付託議案に対する質疑】**

なし

---

**【付託議案に対する討論】**

なし

---

**【所管事務に関する質問（県立病院の監査について）】**

**田村委員**

小児医療センターにおける診療報酬請求漏れを受けて監査が実施されることとなった経緯と監査の内容について伺う。

**監査事務局副事務局長兼監査第一課長**

6月16日に今回の事件に係る職員の処分が発表されたことを受け、6月21日の監査委員会議において、県立4病院に対する監査の実施を決定した。この監査は、今回の不適切な診療報酬請求事務について、その再発防止を主眼として実施したものである。さらに、小児医療センターについては、これに加え、「損害額を確定した根拠」、「地方自治法第243条の2に基づく賠償責任の有無」、「民法上の不法行為に基づく損害賠償請求の有無」、「本人への請求額を損害額の2分の1とした根拠」及び「県職員の募金による補てん」の5項目を特記事項として監査を実施した。

**田村委員**

今回の不適切な診療報酬請求事務は、組織としてのガバナンスの面で問題があると考えますが、監査ではこのことについてどのような確認を行ったのか。

**監査事務局副事務局長兼監査第一課長**

小児医療センターへの聴き取りで、担当職員がレセプトの管理を十分にしていなかったことと、上司も診療報酬請求事務について担当職員に任せきりで、進行管理や処理状況に関するチェックを行っていなかったことの2点が、今回の事案の原因として明らかになった。また、改善策として、事務処理マニュアルを整備し、これに基づいて手続や処理を進めること、処理案件の管理台帳を作成すること、全ての処理案件を病院内の保険委員会に諮ること及び全体の処理状況に関する幹部職員による打合せを月に1回実施することの4点を確認した。

**田村委員**

今回の事案は体制の不備が招いたものであると考える。ほかの県立病院では、事務処理の体制はどのようになっているのか。

**監査事務局副事務局長兼監査第一課長**

事務処理マニュアルについては、精神医療センターは整備していたが、循環器・呼吸器病センター及びがんセンターでは未整備であった。処理案件の管理台帳は、小児医療センター以外は整備されていた。

## 田村委員

民法上の不法行為に基づく損害賠償請求の有無について監査したのか。

## 監査事務局副事務局長兼監査第一課長

損害については、地方自治法第243条の2に基づく職員の賠償責任に関する規定には該当せず、民法上の不法行為の規定に基づく損害賠償請求となったことを確認した。民法に基づく損害賠償請求については、単なる事務的ミスではなく、担当職員が問題を認識しながら長年にわたって事務処理を放置した特異なケースだったことから、弁護士に相談の上で決定したことを確認した。

## 田村委員

民法上の不法行為に基づく損害賠償請求としたことを、監査では了としたのか。

## 監査事務局長

損害賠償請求については小児医療センターの監査で事実の確認をしたが、監査結果は、今後、監査委員会議で合議により決定する。

## 田村委員

監査結果が出たら、各委員に知らせていただきたい。私は今回の問題は、病院局の根本的な体質の問題であると考えている。担当職員への請求額が損害額の2分の1であることについて、監査ではどのような確認を行ったのか。また、病院局の体質によるものなのに、一人に責任を押し付けたら、担当する職員がいなくなるが、そのことをどう考えるか。

## 監査事務局副事務局長兼監査第一課長

小児医療センターへの監査では、レセプトの処理を担当職員一人に任せきりで、組織としてチェック機能が十分に働かなかったことを考慮し、担当職員への請求額を損害額の2分の1としたことを確認した。

## 田村委員

残りの2分の1は県の負担となるという回答があったということか。

## 監査事務局副事務局長兼監査第一課長

そのとおりである。

## 田村委員

2分の1を本人が負担し、残り2分の1は県の負担となるということについて、監査委員からはどのような議論があったのか。

## 監査事務局副事務局長兼監査第一課長

そのことについて監査委員から直接の議論はなかったと認識している。

## 田村委員

県職員による募金を行ったということだが、監査では、これは誰がどのように指示した

ものだと確認したのか。

#### **監査事務局副事務局長兼監査第一課長**

今回の案件が、担当職員個人に対して損害賠償請求を行う特別な案件であることや、高額な損失が最終的には県民の損害になるのは申し訳ないという思いから、病院局内部で事件関係者や管理職に対して募金を行う発案をしたことを確認した。その後、募金の範囲や額について県幹部職員と相談する中で、病院局職員の募金だけでは負担が高額となることから、奥野副知事が発起人となって、知事部局等においても広く募金を行うこととしたことを確認した。

#### **田村委員**

病院局からは「知事から、対象を広くし負担を軽くする形で募金を行ったかどうかという助言を受けた」との話を聴いているが、この点についてはどのような確認を行ったのか。

#### **監査事務局副事務局長兼監査第一課長**

募金の呼び掛けについては、奥野副知事が発起人となって行ったものであり、知事にはこのことを報告して了解を得たということを確認した。

#### **田村委員**

今の答弁があった内容については、私が聴いた話と違いがあることから、今後問題を整理した上で対応していきたい。なお、募金については、病院局経営管理課に事務局をさせているが、このことについては監査があったのか。

#### **監査事務局副事務局長兼監査第一課長**

病院局からは、募金は業務として行ったものではないと聞いている。

#### **田村委員**

募金を呼び掛ける文書には、担当職員名と内線番号が書かれている。このように分掌外の仕事をさせたことについて、監査したのか。

#### **監査事務局副事務局長兼監査第一課長**

勤務時間中に職員が募金をすることや総務担当が取りまとめを行うことは本来の職務ではなく、厳密にはその行為の時間のみ職務専念義務を果たしていないことになる。ただし、慣行として、赤い羽根募金などは勤務時間中に行われており、今回の募金は、県の損害に関するものであるため許容範囲と考えているとの回答を得ている。

#### **田村委員**

監査について足りない点が多いと考える。また、今回の事案は組織としてのガバナンスの問題が大きいので、この点については整理をした上で対応していきたい。募金により集まった額や目標額に足りない分はどうするのかについて、監査ではどのような確認を行ったのか。

#### **監査事務局副事務局長兼監査第一課長**

募金額については、最終的に650万円ほどであり、目標としていた損害額の2分の1

程度には届いていないこと、不足分も含め、会計上は総額が不納欠損処理となることを確認した。

#### **田村委員**

今回の事案は組織としてのガバナンスの問題であるのに、担当職員個人に損害請求しているほか、募金活動が適切に行われておらず、金額も十分でないことなど、問題が多い。我々自由民主党としても、今後、追加監査などを求めていきたいと考えている。委員の皆様方、また各会派の協力を頂きたい。(意見)